

〈1〉中国の輸出管理 — 出口管制法（輸出管理法）案の分析 —

コニカミノルタ株式会社 法務部第2グループ・マネジャー 久嶋 省一

●はじめに

本年6月16日付で中国の商務省が「出口管制法（輸出管理法）」の法案を公表し、1カ月間ほど意見募集をしました。（注：一般的な輸出管理制度と区別するために、本稿では“出口管制法”と記します。）

*意見募集稿（中文）：

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2017/06/id/2897136.shtml>

公表された法案には規制品目のリストが含まれていませんが、同時に公開された法案の起草説明などによれば、ワッセナーアレンジメントの規制リストを参考にする可能性が高く、従来の大量破壊兵器関連の規制を中心とした制度から大きな転換を図るものと言えます。

規制品目が不明なため、この法律の影響を具体的に判断するには至っていませんが、“再輸出規制”や“みなし輸出”の導入などが盛り込まれており、日本企業に大きな影響をもたらす可能性があります。

最大のポイントは、この「出口管制法」は、私たちが理解している「輸出管理制度」と同じものなのだろうかということです。“世界平和”、“地域の安定”、“国家の安全”について、米国と中国、日本と中国の考えは必ずしも一致していません。昨今の南沙諸島問題や北朝鮮をめぐる問題、さらには尖閣諸島の問題は、そのことを私たちに強く意識させます。

では、その様な状況の中で中国が自国の安全と産業の発展のために「出口管制法」を施行したら、何が起こりうるのでしょうか？ 私たちは、単なる安全保

障輸出管理の法律論を超えて、中国の国家戦略・産業政策としての「出口管制法」と向き合う必要に迫られているのではないかと考えます。

本法の施行予定日は示されていませんが、国務院の2017年立法計画によれば、本法を早急に成立させるとしています。

本稿では、出口管制法の内容を中心として、輸出管理関連のいくつかのトピックスを取り上げ、それらの問題点・課題を探っていききたいと思います。

●これまでの中国の輸出管理制度

まず、従来の（現行の）中国の輸出管理制度について振り返ってみましょう。外国貿易法（対外貿易法）を根拠法として、大量破壊兵器関連の4大レジームに対応した法制度を導入しています。また、北朝鮮やイラン等に対する国連決議に関する制裁も商務部や税関総署からの告示として制度化し、遵守する姿勢を見せています。

大量破壊兵器関連の規制については、下に列挙する複数の制度に基づき行われていますが、各制度における規制品目は毎年年末に商務部と税関総署が合共同で発行する「両用品及び技術輸出入許可証管理リスト」、いわゆる“両用品リスト”にまとめられ、一覧することができます。

- ・核輸出規制条例
- ・核両用品及び関連技術輸出規制条例
- ・核製品中継輸送及び越境管理規則（試行）
- ・軍需品輸出管理条例
- ・ミサイル関連品目及び技術輸出規制条例
- ・監督規制化学品管理条例
- ・監督規制化学品管理条例実施細則

- ・特定化学品及び関連設備・技術輸出規制規則
- ・生物両用品及び関連設備・技術輸出規制条例
- ・機微品目及び技術輸出経営登記管理規則
- ・両用品及び技術輸出入許可証管理規則

●輸出管理に関わる組織・体制

執行機関としては、核関連のみ「国家国防科技情報局」が担当し、その他は商務部の「産業安全・輸出入管理局」が担当します。また、「税関総署」が輸出審査において輸出許可の取得確認等を行うこととなっています。

産業安全・輸出入管理局

<http://aqygjzj.mofcom.gov.cn/index.shtml>

国家国防科技情報局

<http://www.sastind.gov.cn/>

税関総署

<http://www.customs.gov.cn/>

●執行状況

従来、中国政府による輸出管理関連制度の執行に関しては、不明確な部分が多く、違反事例として中国政府が公表したのは、2004年の1件（2社、ミサイル関連品目及び技術輸出規制条例）、2006年の2件（監督規制化学品管理条例違反と特定化学品及び関連設備・技術輸出規制規則違反）、2008年の1件（特定化学品及び関連設備・技術輸出規制規則違反）のみです。

また、現状、各制度で規制される品目については、年末に公表される「両用品リスト」において、輸出入者への便宜や税関での法執行の参考情報として規制対象品を含むHSコードが示されていますが、現地法人の方からは「両用品リスト」に掲載されたHSコードと同一の分類で輸出入を行っても、特段、税関からの質問などを受けなかったというお話を伺いました。

同様に現地法人の方からは、麻薬向精神薬（易制毒）化学品等の化学品の輸出入に関しては、厳しく法執行されているものの、その他の法令の執行については、実態を伴っていないとの声も挙がっています。

●被制裁者としての中国（対華出口管制）

一方、中国のWebサイトで「出口管制」をキーワードにして検索すると、中国の輸出管理制度に関する記事以上に中国企業が米国政府により制裁された事件に関する記述など、米国の輸出管理制度について記述した記事の方が多く見つかります。また、米国を中心に諸外国の輸出管理制度を研究した記事が多いことも判ります（百度などの中国のサイトで“出口管制”をキーワードにして検索してみてください）。

政府機関のサイトを検索しても、中国と米国やEUが定期的開催している経済対話において、ハイテク製品・技術の中国に対する輸出規制（対華出口管制）を撤廃・緩和するように中国政府が要求したという記述が目立ちます。

中国では、日米欧の輸出規制が中国の経済発展に不利益をもたらしているとの論調でとらえられてきた傾向にあると言えます。

●出口管制法発表に至る流れ

前述の通り、大量破壊兵器の拡散防止への協力をうたいつつ、ワッセナーアレンジメントに基づく日米欧の輸出管理制度の緩和を求めてきた中国が輸出管理（出口管制）制度の整備を目指していることが表面化したのは、習近平政権が登場した後のことです。

特に、商務部国際貿易合作研究院（CAITEC）の戦略貿易安全中心のWebサイト（<http://zhlmj.caitec.org.cn/>）に掲載された複数の研究報告では、2016年3月付で米国を中心に諸外国の輸出管理制度の研究や諸外国の輸出管理制度が中国にどのような影響を与えているかを研究し、成果を公表しています。

これらの研究成果に基づき、中国政府は、規制される側から規制する側への転換を図っている様に見受けられます。

具体的な法改正の動向として、2015年の商務部の活動報告の中で“完善な”両用品と軍用品の管理をするために商務部が同法の立法を主導する旨が述べられています。

中国語の“完善”は“整理された”といった意味の様です。このため、当初、筆者は従来の複数に分散した法令を一本化するのだらうと理解していました。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201601/20160101246248.shtml>

そして、2016年の国務院立法計画の中で新規研究テーマとして出口管制法の名が挙がっていました。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-04/13/content_5063670.htm

更に、2016年の商務部の活動報告では草案を起草したとあり、輸出管理だけで一ページが割かれています。ただし、今回の法案の内容をうかがわせる記述はありませんでした。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201701/20170102497992.shtml>

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201612/20161202436410.shtml>

更に2017年の国務院立法計画や全国人民代表大会議の立法計画において、全面進化改革急需的項目の中に出口管制法が記載されており、中国政府として出口管制法の導入に向けて力を入れていることがうかがえます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/20/content_5178909.htm

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-05/02/content_2021068.htm

● 出口管制法制定の目的 (中国政府の説明)

さて、ここからは出口管制法の内容について紹介します。まず、その狙いや目的から見ていきましょう。

冒頭に述べた通り、2017年6月16日付で商務部が出口管制法案に対する意見募集を開始しました。

法案の第一条「立法の趣旨」には「国家の安全と利益の発展を守り、核不拡散条約などの国際的義務を履行し、輸出管理を強化する」ことが書かれています。

更に、法案と同時に公開された起草説明によれば、「立法の必要性」として、次の3点が掲げられています。法案だけからは読み取れない重要事項

が書かれていますので、やや長いですが、列挙します。

(一) 輸出管理は我が国の国家安全と利益の発展を護るための重要な手段である。大量破壊兵器、通常兵器及びその両用貨物と技術が国際社会において拡散するリスクを防ぐことにより、国家安全を維持し、テロや暴動を防ぎ、重要戦略希少資源を保護し、国際的な義務を履行する等の面で重要な作用し、切実に国家安全と利益発展を維持する。

(二) 出口管制法の立法は、管理工作をしっかりと行い、法体系の改善に関する切実な必要性に迫られている。中国の現行の輸出管理法規は整備された時期は早かったが、法律としての階層も高くなく、実践中に法による調査の権限が不足していることから、一部の案件においては取締のしようが無いなどの問題があり、輸出管理の作業の権威性に影響を及ぼしている。早急に出口管制法の立法によって法律の空白を埋めることにより、法律体系を改善し、管理作業の促進をはかる必要がある。

(三) 出口管制立法は国際的義務の履行であり、国際協力の強化を基本的に保証するものである。中国は国連安全保障理事会の常任理事国であり、また、核不拡散条約、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約等の国際条約の締結国でもある。立法によって、条約を守るメカニズムを立ち上げ、責任を担う大国のイメージを確立する必要がある。同時に輸出管理の立法と国際規則とのリンクを促進することによって国際合作を強化する必要がある。

更に、同じく起草説明の「三、立法草案の制度設計」においては「国家安全が中心線であることを徹底する」とし、「総合的な国家の安全観という指導思想を明確にしている。」国家の安全と利益の発展を守る“を立法の趣旨としている。”と再度記載されています。

大国に相応しい国際的な義務を果たし、世界平和に貢献する姿勢は素直に歓迎すべきことですが、やはり、中国の国家安全保障と産業保護を目的とすることが強調されている点が注目されます。果たし